

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 28 日現在

機関番号：82804

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16917

研究課題名(和文) 租税法と通貨：為替差益に対する課税を手掛かりとした考察

研究課題名(英文) Tax Law and Money: Taxation on Foreign Exchange Gains and Losses

研究代表者

藤岡 祐治 (Fujioka, Yuji)

財務省財務総合政策研究所(研究部)・研究部・研究官

研究者番号：40632237

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：日本の租税法では、金銭で所得などを把握し、租税納付も金銭で行っているが、為替レートの変動など貨幣価値は変動する。そこで、これらの貨幣価値の変動が所得課税にどのような影響を及ぼし、どのような問題を生ずるかについて検討を行った。その結果、租税法において対内的及び対外的な貨幣価値の変動を考慮し、それぞれについて所得課税上も考慮して課税すべきかどうか検討する必要があることを論じた。また、租税法の基底にある通貨制度との関係でさらなる検討が必要であることも示した。

研究成果の概要(英文)：In income tax, taxpayer's income and tax liability are measured and determined in domestic currency. It is important, however, that the value money changes, for example, due to the inflation. Moreover, one's currency depreciates and appreciates against other currencies. This project argues that income tax has to consider the changes in the value of money and think whether to tax them. It also argues that further examination on the relationship between tax law and monetary system is necessary.

研究分野：租税法

キーワード：貨幣 通貨 金銭 所得課税 為替差損益に対する課税 租税法

## 1. 研究開始当初の背景

租税は、「国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付である」と定義される。日本では、明治初年の地租改正によって金銭納付への移行を達成した背景には、通貨制度の安定が背景にあるといわれている。そして、日本の租税法においては、所得や資産を金銭で把握し、租税の納付も金銭で行うことになっている。

このように金銭給付が租税の定義の重要な要素であるにもかかわらず、その中核である金銭自体へ着目されることは少なかった。しかしながら、金銭価値が一定しないことを踏まえると、租税法において金銭それ自体に着目すべきであり、そのような研究が必要である。

さらに、金銭給付の基底をなす通貨制度及びそれを取り巻く経済環境は、明治初年から大きく変容している。通貨制度の変化として重要なのは、金という実物にその価値が固定されていた貨幣が、現在ではその価値を各通貨に対して相対的に変化させる点である。さらに、現代の経済活動は、もはや国内で完結するものではなく、外国との経済取引を無視して考えることはできない。

このような状況において、租税法と金銭の関係、とりわけ対外取引で発生する為替差損益に対する課税に関して改めて包括的に検討する必要がある。

## 2. 研究の目的

所得課税においては、所得は貨幣価値を基準として把握される。そこで、貨幣価値が他の通貨に対して変動することが、所得概念にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることが、本研究の目的である。そして、本研究は、為替差損益に対する課税が何に対する課税であるかを明らかにして、その課税方法を検討するだけにとどまらず、租税制度の基底にある通貨制度との関係を考察することによって、租税法において議論されてきた名目額と実質額による課税について新たな視点の提供も目指した。

## 3. 研究の方法

本研究では、次のような作業を行うことによって為替差損益に対する課税問題を考察するという手法を採った。

### (1) 租税法における金銭の位置付けに関する分析

第1に、本研究においては、租税制度の基底にある通貨制度との関係も検討対象となってくることから、租税法及び財政法における金銭、特に外貨の位置付けについて確認した。さらに、所得課税においては円という通貨が価値尺度として機能しているが、インフレーションなどの対内的な貨幣価値の変動

が所得課税にどのような影響を与えるかについて検討を行った。

### (2) 日本法の分析

第2に、為替差損益に対する課税について日本法の分析を行った。その際に、立法史を遡り、現行法がどのような経緯をたどって成立したかを考察することによって、法律の背後にある考え方を探った。また、為替差損益に対する課税に関する裁判例の分析を行い、そこから現行法における課税上の問題の抽出などを行った。

### (3) 比較法的観点からの分析

第3に比較法の観点から分析を行った。比較法の対象としてはアメリカ法を選択した。対象の国としてアメリカを選んだ1つの理由は、租税法理論の研究が進んでいることにある。もう1つは、為替差損益に対する課税について法律上の規定を設けている国はあまり多くはない。そのような中において、アメリカは、為替差損益に対する課税について詳細な規定を設けていることから、比較法の対象国として選択した。

### (4) 経済学的観点からの分析

第4に経済学的観点からの分析を行った。為替差損益に対する課税を検討するに当たっては、為替差損益がどのように発生するかについての分析は不可欠である。なぜならば、課税を行うことによって経済行動に影響を与えてしまうことから、そもそもどのような性質を有する所得なのかを経済学的に明らかにする必要があるからである。そこで、為替レートがどのように変動すると予想されるか、その上で為替差損益に対する課税はどのようなものにすべきか、経済学的観点から分析を行った。

## 4. 研究成果

(1) 為替差損益に対する課税に関する研究  
為替差損益に対する課税に関する研究成果は一般向けのものとして執筆した小論と専門的な内容を含む長編の論文に分けることができる。

まず、一般向けのものとして公刊した〔雑誌論文〕は、為替差損益に対する課税問題が引き起こす所得課税上の論点を指摘した上で、近年のフランスの国務院の判例やEU司法裁判所の判例などを紹介した。これらの判例の紹介をとおして、為替差損益に対する課税の問題というものが、現実の問題となりつつあることを示すと同時に、租税法においても理論的研究が必要であることをできるだけわかりやすく叙述して、そこに潜む問題を示すことに努めた。

次に、より専門的な為替差損益に対する課税を検討する論文として執筆したのが、

〔雑誌論文〕、及びである。研究成果としての論文全てについて公刊することはできていないが、1年以内に全て公刊される予定である。

これらの論文では、為替差損益に対する課税を理論的観点から分析を行った。そこで明らかになった点をいくつか挙げると次のようなものがある。

第1に、対外的な貨幣価値の変動である為替レートの変動に関する分析の前提として、対内的な貨幣価値の変動について検討を行った結果、インフレーションによる貨幣価値の変動(時間軸における貨幣価値の変動)に加えて、物価地域差(空間軸における貨幣価値の変動)についても租税法において考慮する必要があるという知見を得ることができた。そして、これらはいずれも為替差損益に対する課税を検討する際に、考えなければいけないものであった。

第2に、日本法における分析をその立法経緯も参照しつつ行った結果、未だインフレーションとの関係について再考の余地があること、さらに、個人所得課税については所得区分との関係で課税上の問題があるという課題を指摘した。さらに、為替差損益に対する課税を考える前提として、外貨の法的位置付けや通貨交換取引に関する法的分析が必要であることもわかった。

第3に、アメリカ法を参照した比較法研究からは、アメリカは内国歳入法典及び財務省規則において外貨建取引に関して充実した規定を有しており、その立法経緯からは経済学的観点を反映した規定を設けようと試みていたことを確認した。さらに、機能通貨概念を導入している点は日本の租税法にとっても参考になるものであった。もっとも、アメリカ法も為替差損益に対する課税について、課題がないわけではないことも明らかになった。

第4に、経済学的観点からは、発生した為替差損益はいつかの要素に分解できることを明らかにした。今までこれらの区別もなく課税が行われていたところ、それが与える経済的な影響を考えると、所得課税上、それぞれについて課税すべきかを改めて検討すべきであるということ論じた。

なお、研究成果として挙げた〔雑誌論文〕は判例評釈ではあるが、ここで扱った裁判例では為替差損益に対する課税に関係する論点が1つの争点となっていた。論点となったのは、収入すべき金額を算定するに当たって採用すべき為替レートについてである。為替差損益に対する課税が問題となる裁判例の数はあまり多くないことから、その紹介及び分析自体に意義が認められるものと考え、論じた。

## (2) 派生する研究

為替差損益に対する課税に関する問題を

直接扱う以上の研究に加えて、それに関連する下記の研究を行った。

第1に、本研究では、租税法と通貨制度の関係についても考察することから、為替差損益に対する課税そのものとは別に通貨それ自体についても研究を行った。その1つの成果として、書評を執筆し、これが〔雑誌論文〕である。書評の対象としたのは、貨幣の誕生に関する歴史的研究を行っている書籍であり、その読解及び分析をとおして明らかになったのは、租税と貨幣の誕生というのが実は密接な関係があるということであった。

第2に、仕向地原則についても研究を行った。この研究成果が、〔雑誌論文〕である。この研究は一見、本研究課題と関連性がないように思える。しかしながら、仮に法人所得税において仕向地原則を採用することになれば、為替レートの変動が予想される。つまり、ここでも為替レートの変動について考慮しなければいけないことが明らかになった。別の言い方をすれば、租税法において、為替レートをはじめとした通貨との関係について考えなければいけない場面は少なくないのである。

## (3) 展望

以上の研究における検討を進めていった結果、租税法において通貨制度との関係についてさらなる検討を進める必要があると考えている。

本研究が扱ったのは、貨幣価値の変化が所得課税に及ぼす影響である。貨幣の機能としては、価値尺度、価値の保蔵手段及び交換手段の3つの機能が挙げられるが、本研究では、そのうちの価値尺度としての貨幣に着目したものであった。租税制度との関係では、その他の貨幣の機能に着目した研究が、近年新たな支払手段が登場していることも踏まえると、必要であると考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計7件)

藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法(3・未完)」国家学会雑誌 131 卷 3・4 号 368-314 頁(2018) (査読無し)

藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨幣価値の変動と租税法(2)」国家学会雑誌 131 卷 1・2 号 162-107 頁(2018) (査読無し)

藤岡祐治「法人所得税における仕向地原則の採用とその実現可能性」法律時報 90 卷 2 号 15-20 頁(2018) (査読無し)

藤岡祐治「為替差損益に対する課税：貨

幣価値の変動と租税法(1)」国家学会雑誌 130 巻 9・10 号 790-738 頁(2017)(査読無し)

藤岡祐治「学会展望 (Christine Desan, Making Money: Coin, Currency, and the Coming of Capitalism (2014))」国家学会雑誌 130 巻 7・8 号 562-564 頁(2017)(査読無し)

藤岡祐治「判批(ストック・ユニットに係る経済的利益の課税のタイミングとその算定方法)」ジュリスト 1503 号 123-126 頁(2017)(査読無し)

藤岡祐治「諸外国の裁判例にみる為替差損益に対する課税問題の動向」ファイナンス 52 巻 6 号 76-83 頁(2016)(査読無し)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤岡 祐治 (FUJIOKA, Yuji)  
財務省財務総合政策研究所・総務研究部・  
研究官  
研究者番号：40632237

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

### (4) 研究協力者

( )